

第2回
2011年度DRP検討委員会 議事録

日 時： 2011年7月22日(金) 9:30～11:40
場 所： JPNIC 会議室

1 議題：

1. JP-DRP手続規則改訂案の検討
2. 新gTLDにおける商標権保護策を「.jp」に適用することのはずについての検討
3. 個人情報保護法の観点からのゾーンファイルアクセスのはずについての検討

2 資料：

- 資料1 JP-DRP手続規則の改訂案について
- 資料2 UDRP手続規則の改正内容について
- 資料3 Trademark ClearinghouseとUniform Rapid Suspension
- 資料4 UNIFORM RAPID SUSPENSION SYSTEM(“URS”)
- 資料5 ゾーンアクセスファイルと個人情報保護法との関係についての簡略メモ
- 資料6 ゾーンファイルサンプル
- 資料7 ドメイン名割り当て報告(抜粋)

3 出席者(50音順)(敬称略) :

	氏名	所属
委員長	早川 吉尚	立教大学教授
委員	上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所 弁護士
委員	宍戸 一樹	弁護士法人 曽我・瓜生・糸賀法律事務所 弁護士
委員	島並 良	神戸大学教授
委員	林 いづみ	日本知的財産仲裁センター センター長／ 永代総合法律事務所 弁護士
委員	山内 貴博	長島・大野・常松法律事務所 弁護士・弁理士
	丸山 直昌	JPNIC 理事 DRP 担当

DRP 検討委員会資料作成専門家チーム：加藤恒也

JPNIC 事務局：前村昌紀、山崎信、高山由香利

※小川和茂委員は欠席

4 議事 :

9:30、委員長の早川氏により開会された。

1. JP-DRP 手続規則改訂案の検討

(1) JP-DRP 手続規則改訂案の趣旨説明

資料 1に基づき、宍戸氏より、JP-DRP 手続規則改訂案(以下「本改訂案」という。)の趣旨について説明がなされた。

- 本改訂案は、UDRP 手続規則が改正され、申立書および答弁書等の書面の提出が電子化されたことに伴い、JP-DRP 手続規則においても上記改正の趣旨を取り入れ、より簡易・迅速に手続を進めるために必要な改訂を行うという方針の下に作成している。
- 本改訂案作成に際しての主な検討事項は、以下のとおりである。
 - ① UDRP 手続規則の改正において導入された「書面通知」(改正後 UDRP 手続規則第 1 条)という概念を、JP-DRP 手続規則にも取り入れる必要はあるか。
 - ② 改正後 UDRP 手続規則に倣い、電子署名の方法を採用するか(改正後 UDRP 手続規則第 3 条(b) (14) および第 5 条(b) (8))、または、記名捺印した書面を PDF 化して送信することをもって足りるとするか。
 - ③ 電子署名の方法を採用した場合において、証拠説明書(JP-DRP 手続規則第 3 条(b) (14))、委任状(同規則第 3 条(b) (15))、および追加書類(同規則第 12 条)等についても電子署名を要求するか(書面の電子化の範囲の問題)。
 - ④ ファイルサイズの上限等をどのように設定すべきか。
 - ⑤ JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則については、どのような手順を踏んで改訂すべきか(補則の作成主体の問題)。
 - ⑥ 第 2 条(i)の「これには」の内容を文言上明記するか。

続いて、個別の条項の修正内容について、資料1(2頁以下)に基づき説明がなされ、隨時質疑応答等がなされた。(2)以下では、その要旨を記載する。なお、以下の要旨は、必ずしも議論の時系列にとらわれずに、問題の所在および議論の帰結が分かり易くなるように整理して記載している。

(2) 「補則」(本改訂案第1条(j))の作成主体について

「補則」(本改訂案第1条(j))の作成主体について、以下のとおり質疑応答等がなされた。

- 「補則」は JPNIC が用意するのか、それとも紛争処理機関である日本知的財産仲裁センター(以下「仲裁センター」という。)が用意するのか。
- 定義上は、紛争処理機関である仲裁センターが採択することになっている。
- UDRP の建付けは、UDRP 手続規則までは ICANN 側が用意するが、補則については、紛争処理業務を受託した各機関がそれぞれ用意するものとし、ある種のサービスの競争をさせるという形になっている。これは必ずしもそのまま我が国に当てはまるものではないが、この UDRP の建付けを参考にすれば、補則については、紛争処理機業務を受託している仲裁センターが用意するということになる。
- 現行の補則も、仲裁センターが作成した形になっている(「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則」)。この現行の補則に、JP-DRP 手続規則の改訂を踏まえた修正を行うこととすれば良い。その内容については、JPNIC と仲裁センターが相談して、原案を作成・検討していくことになると思われる。

(3) 「書面通知」(本改訂案第1条(k))の採否について

宍戸氏より、「書面通知」を導入する趣旨について、申立書の送付方法を電子メールに限定すると、相手方による受信の有無が確認されないおそれがあることから、電子メールのほかに、「申立がなされたこと」および「添付書類を含む申立書を電子メールにより送付したこと」を記載した書面を併せて送付するというものであり、書面通知は送達完了の要件に組み込まれている(本改訂案第2条(a)(i)参照)旨の説明がなされた。そして、以下のとおり質疑応答等がなされた。

■ 書面通知の採否について

- 書面通知の採否以前に、問題の所在として、申立書および添付書類の送付について電子メールによる送付に一本化して手続の簡易化を図るか(書面通知の採否は、電子メールによる送付に一本化した場合に問題となる論点である。)、そもそも電子メールによる送付に加えて書面による送付を要求しても実務上特に支障はなく、むしろ確実な送付を担保する趣旨で送付手段を電子メールに限らない方法が政策的に妥当であるか、といった点を検討する必要がある。すなわち、効率性をとるか、それとも安全策をとるかという問題である。
UDRP では、処理件数が多く、書面による送付を維持していくには事務処理手続が煩雑になるということで、電子メールによる送付に一本化したのではないか。また、ユーザーにとっては電子メールに一本化された方が利便性に資するといえるので、そのような観点も考慮されているのかもしれない。
- 現在の JP-DRP の実務上、申立書、答弁書およびその添付書類の送付は、文書および電子メールの双方によって行うことが要求されているが(現行 JP-DRP 手続規則第3条(b)および第5条(b)、補則第3条(a)参照)、申立件数がそれほど多くないこともあり、特に事務処理上支

障が生じているということはない。

- 申立書および添付書類につき、電子メールによる送付に一本化することになれば、パネリストに提出書面のプリントアウトやファイリングを行ってもらうことになるが、この点についてはどうか。
- 申立書のみであればそれほど問題はないと思うが、添付書類は膨大な量に及ぶことがあり、そのような場合にパネリストにファイリング等の手間をかけさせるのはよろしくないと思う。
- 証拠書類にはどのようなものがあるのか。なぜ、パソコンの画面上で確認するだけではダメなのか。
- やはり証拠を実際に吟味して検討する際には、紙媒体で行う人が依然として多いということがあるのでないか。
- 割り切って、もはや文書による送付は不要であるとすることは政策的にはあり得ると思う。
- 仲裁センターからドメイン名登録者に対し書面を送付する際には、電子メールで済ませたいというところがあるが、仲裁センター内でパネリストに見せるときには、電子メールによる送付しかないと結局事務職員がプリントアウトの負担を負うという事態が起こることが想定される。
- 当事者に対して送付する際にも、現状の申立件数を踏まえれば、郵送するとしてもそれほどの労力は要せず、また、電子メールによる転送のみであると誤送信の場合のダメージが大きくなるが、文書による送付も併せて行うということであれば、書面の送付はほぼ確実に担保される。
- UDRPの場合は件数が多く、電子メールによる送付に一本化する必要性が高いと思われるのに対し、JP-DRPの現状の件数であれば、敢えて効率性を重視して電子メールによる送付に一本化する必要はないのではないか。
- 仲裁センターの事務局でプリントアウトやファイリング等を行うとした場合に、落丁などがあった場合の責任の所在が問題となってしまう。文書による提出も行うのであれば、そのような提出リスクは当事者が負うことになり、責任の所在が明確となる。
- 一つの政策的な判断としては、将来的に申立件数の増加等によって状況が変化すればUDRP手続規則の改正に合わせた改訂を行うことも考えられるが、現状の申立件数では、効率性よりも安全策を採った方がよいので、書面通知の採用はしなくてもよいという判断があり得る。
- それでは、一度、本改訂案を仲裁センターに持ち帰ってもらって事務局や先生方の意見を聞いて、現状のまま（郵送と電子メールによる送付の双方を要求する実務）で特に問題がないということであればそれで決定し、反対に、電子メールによる送付に一本化してもらつたほうがよいということであれば、また改訂内容を詰めていくという段取りとする。次回その点のフィードバックをお願いしたい。

■ 直送方式の採否について

- 先ほどの議論は、申立人と仲裁センターとの間のやり取りを想定しており、パネリストの

負担という要素を考慮しているが、仲裁センターの事務局の負担を軽減するという趣旨で、パネリスト用としては文書および電子メールの双方を要求しつつ、相手方に対しては電子メールによる送付のみとするポリシーもあり得るのではないか。

- それは(2)(2)において後述するが)Cyber flight というリスクがある。申立書を相手方に直送すると、レジストリでドメイン名の移転をロックする前に、相手方がドメイン名を移転して逃げてしまうリスクがある。
- 裁判所でも訴状は直送しないことになっており、JP-DRPにおいても同様に申立書は仲裁センター経由として、それ以外の答弁書等の書面を直送するという方法を採れば Cyber flight というリスクは生じないので、そのような方法も一応あり得るのではないか。
- ただ、そうするとルールが複雑になる。申立人の中には弁護士を利用していない者が多数いると思われる。一旦、提出資料を仲裁センターに集めるという方式の方が、間違いが起こらなくてよいと思う。
- それに、現在の JP-DRP に関する仲裁センターの実務では、申立書と答弁書の送付までの段階で書面のやり取りが終わることが多い。
- そうすると、直送方式を採用したとしても軽減される事務局の手間は一回のみとなる。ルール自体は、提出書類を仲裁センターに提出するということで一本化したまま維持する方がよいのではないか。

■ 電子メールは届くが、郵送できないケース

- 仲裁センターの実務上、ドメイン名登録者が外国人であり、都内の私書箱か何かを住所として登録して出国し、本人は既に日本にいないという場合において、電子メールは届くが、郵送した文書が本人に届かないというケースがあった。
- 現在は、電子メールか郵送した文書のどちらかが届けばよいことになっている。
- 他方で、本改訂案では、電子メールによる送付および書面通知の到達の双方が申立書の送付完了要件となっており(本改訂案第 2 条(a)参照)、仮に書面通知を採用するすれば、上記のケースのように郵送した文書が本人に届かない場合には申立書の送付が完了しないということになる。

■ 現行 JP-DRP 手続規則第 3 条(b)括弧書および同第 5 条(b)括弧書並びに補則第 3 条(a) (ii)括弧書の削除について

- もはや技術的に電子メールに添付できない書類はないと考えられるので、現行 JP-DRP 手続規則第 3 条(b)括弧書および同第 5 条(b)括弧書(「電子メールに添付できない関係書類は除く」)、補則第 3 条(a) (ii)括弧書(電子メールで送付することができない関係書類は除く)は削除してもよいのではないか。電子的に送付することができないものはあるか。
- 例えば、立体的な「物」が考えられる。
- 守秘性が高いことを理由として、電子メールによる送付を拒む例はある。過去の事例ではパスワードをかけてもらって対応したことがある。
- 現状、パスワードをかけることを義務付ける規定になっているか。それとも運用でカバーされているのか。

- その点については、敢えて手続規則等によってパスワードをかけることを義務付ける必要はなく、また、現状そのような規定はないと思われ、当事者が守秘性を理由として電子メールによる送付を躊躇する場合には、単に当事者自身が自主的にパスワードをかけねばよいという話である。
- 証拠を電子的に管理するという観点からは、郵送と併せて全て電子メールによる送付も要求するほうが、PDF化して取り込むという事務局の手間を省くことができる。
- 「送付することができない」というのは多義的な概念である。物理的に電子メールによる送付が不可能なのか、機密性ゆえに主觀的に送付することができないのか。
- おそらく現行の補則は、2000年当時の仲裁センターの技術的能力・知識を基に作成したものであるので、既に時代遅れになっている可能性がある。

■ まとめ

- これまでの議論をまとめると、①書面の電子管理を容易にすべく、上記各括弧書を削除して電子メールによる送付に例外をなくす方向で検討するが、他方で②文書による提出を要求することにも書面到達の安全性を担保するという独自の意義があるため、文書による提出を要求する現行規則は維持するという方針が相当であろう。また、林氏には、本改訂案を原案として、本日の議論も踏まえ、仲裁センターに持ち帰って検討して頂きたい。

(4) 電子署名の採否について

電子署名を採用する趣旨等について、以下のとおり質疑応答等がなされた。

■ 電子署名について

- 電子署名を要求する趣旨は、提出書面の偽造を防止する趣旨かと思われるが、如何か。
- それに加えて、電子署名を要求するのは、発信人を特定する(複数の書面が提出された場合の提出者の同一性を確認する)という側面もあると思われる。本改訂案ではどちらの趣旨で電子署名を要求しているのか。
- そもそも、(3)の議論の結果、文書による送付を維持することになるのであれば、文書の方に記名押印があるので、敢えて電子署名を要求する必要性はないのではないかというのが一つの案として考えられる。
- 他方、文書による送付は維持することとしても、今回新たに電子署名という方式を導入するということも考えられる。
- 今後 UDRPにおいて、どういう形で identification を図っていくか、ベリサインを用いるのか、署名した書面の PDF 化で足りるとするのかなどについての運用が積み重なっていくと思われ、それを見ずに判断するのは時期尚早であるとも思われる。
- 既に WIPO では一年以上運用が積み重なっているので、聞いてみることはできると思う。
- 厳密に電子署名を採用することになれば、署名部分と本文部分を照合して、改ざんがあるかどうかをチェックするソフトウェアを持つ必要がある。使用するソフトウェアを指定しないと運用としては破綻する懸念がある。
- 電子署名が示す証明のレベルにも程度があり、何の目的で、どの程度の証明を求めるのかを明確にする必要があり、そういった意味でも WIPO の運用を確認する必要がある。

■ 法人の資格証明について

- 話は変わるが、現状、法人の資格証明については確認していないのか。架空の法人による申立等を防止することができる仕組みになっているか。
- 仲裁センターの実務上、法人の資格証明書を提出してもらっている。

(5) ファイルサイズについて

ファイルサイズの上限等について、以下のとおり質疑応答等がなされた。

- 仲裁センターの実務上、ファイルサイズの上限に制限はないのか。なお、補則上は規定がない。
- 補則上、申立の理由および答弁についての字数制限は課されている(補則第9条)が、証拠のファイルサイズの容量については制限がないため、膨大な量になることがあり、一定の上限を課した方がよいかもしない。
- この点は、先ほどの補則第3条(a)(ii)括弧書等の削除の要否の議論にも関係してくる。
- ファイルサイズが膨大になる場合、それを電子メールで送付することを必須としても、結局文書でも郵送するのであれば、敢えてそのような重いファイルを電子メールで送付することを要求する必要があるのかという点が疑問となり、本当に上記括弧書を削除すべきかという点は改めて検討の余地がある。
- 郵送による文書の送付を要求しないとなると、(証拠の提出方法が電子メールに限られるため) ギガレベルの容量の書面が送付される可能性もあるが、郵送による送付も要求することによって、事実上(電子メールでの送信の際には提出者が解像度を落とす等することによって)、証拠が膨大になることを抑えているという側面はあるかもしれない。
- 一件でも容量が膨大なファイルが送付されると、仲裁センターの回線をふさぐなど電子管理業務にも支障が出る可能性がある。もっとも、これまで回線がふさがったことはない。
- ファイルサイズに上限を設けることによって、当事者が証拠を提出できなくなるという事態にはならないようにする必要がある。
- 紙媒体による送付を義務付ける一方、電子メールによる送付のファイルサイズ等について上限を設け、当該上限を超えるファイルについては電子メールによる送付を免除するという方法はあり得る。
- そのような方法の場合、先ほど議論に出ていたケースのように電子メールしか届かないというようなケースでは困ることになるのではないか。
- 仲裁センターに対し、個々のファイルサイズの上限や提出ファイルの総量の制限を課す必要はあるかという点を確認する必要がある。
- おそらく仲裁センターは、そのような制限を必要としていると思う。
- 補則の中で必要的に規定すべきものと、任意的に規定すればよいものを分ける必要があるのではないか。例えば、JP-DRP 手続規則において、「ファイルサイズやフォーマット形式については補則で定めることができる。」など。
- 本改訂案第1条(j)では、ファイルサイズ等について定めなければならないとしているが、補則において任意的に規定すればよい(すなわち、「ファイルサイズ等について定めても良

- い」) 旨の表現にすることも考えられる。
- あるいは全く規定を置かずに仲裁センターに委ねる(この点について、特に改訂を行わない)ということも考えられる。

2. 新 gTLD における商標権保護策を「.jp」に適用することの是非について

(1) Trademark Clearinghouse について

丸山氏より資料 3 に基づき、Trademark Clearinghouse の内容および規定について説明がなされた。そして、丸山氏より Sunrise process および Trademark Claims service については、新規に事業を開始する gTLD を対象としており、既存の gTLD への適用は ICANN では議論されておらず、特に Sunrise process は性質上新規の TLD を対象とするものであり、既存の ccTLD である「.jp」への適用は考えられないとの見解が述べられた。もっとも、Trademark Claims service については、既存の TLD で行うことも一応理論的には可能であるが、「.jp」だけのための独自の Clearinghouse の創設のコスト、既に実在するドメイン名登録者との公平感の問題、既存の gTLD には Trademark Claims service のような仕組みがないこととの比較、実施した場合の成果などを検討する必要がある旨の問題提起がなされた。

(2) Uniform Rapid Suspension(URS)について

丸山氏より資料 3 および資料 4 に基づき、Uniform Rapid Suspension(URS)の内容および規定、並びに URS と UDRP の主要な相違点について説明がなれた。そして、丸山氏より URS を「.jp」に導入することの是非につき、JP-DRP は、申立書の送付や手続開始とデータベース変更禁止のタイミングの設計が URS に近く、Cyber flight は不可能な仕組みとなっているため、Cyber flight を防止するという URS のメリットは活かされないので、URS を「.jp」導入することのメリットはあまり期待できないとの見解が述べられた。もっとも、URS を参考にして、例えば、JP-DRP に不服申立制度を導入するなどの JP-DRP の改良については検討の余地がある旨の問題提起がなされた。

(3) 質疑応答等

- (1) および(2)の丸山氏の説明を踏まえ、以下のとおり質疑応答等がなされた。
- URS について、結論的にはそもそも問題の所在である Cyber flight の問題が JP-DRP では生じないので導入の必要性は乏しいということである。また、UDRP 側で導入開始から一年後に URS を評価するということであるので、当該評価を見てから導入の是非について検討するということでも遅くはないかもしない。
- Trademark Clearinghouse の導入可能性について、結論的にはどのように考えているか。
- 結論的には導入は無理であろうと考えている。
- ICANN が用意した Trademark Clearinghouse は新 gTLD を対象としており、「.jp」のような新 gTLD 以外のドメインで利用することは考え難い。
- 導入するとすれば JPRS に独自に Trademark Clearinghouse を用意してもらうしかない。もっとも、ICANNにおいては、新規の gTLD の登録申請が大量になされた場合に Trademark Clearinghouse があれば効率的に処理できるというメリットがあるが、JPRS にとって「.jp」のみのために導入するメリットがどこまであるか疑問であり、当該メリットと比較した場

合のコストが大きく、これまで Trademark Clearinghouse を導入せずに運営されてきたことを踏まえると、おそらく無理だろう。

- 加えて、商標権者の立場から考えても、文字列の登録料を負担してまで通知を受けることにどれほどのメリットがあるのか疑問である。
- この点は、DRP 検討委員会が検討するに相応しい問題である。JP-DRPにおいては、本来的には事前審査が望ましいが、それではあまりにコストがかかるので、事後的に悪質なケースのみ規制するという仕組みになっている。上記の問題は、事前審査の領域を拡大できなかいかというアイディアであり、一定の商標権を有する者に先行予約のような立場を与え、文字列登録者とドメイン名申請者の双方に、将来ドメイン名が重複する可能性があることをリマインドするという仕組みである。この仕組みの導入および維持には膨大なコストがかかるが、ICANN のようなドメイン名登録数や紛争件数がない我々にとって当該コストをかける必要性がどこまであるか。
- ICANN が用意した Trademark Clearinghouse は新 gTLD を対象としており、「.jp」が利用することはあまり考えられないとの見解であるが、その理由は何か。
- 理由は二つある。
一つは、「.jp」のレジストリの側から見てそういう仕組みを設けることにコストがかかるという点である。

また、Clearinghouse の仕組みにおいては、Clearinghouse に登録した情報の使途について、登録者(Trademark の保有者)が許諾を与えることになっているが、当該許諾は gTLD の Sunrise process および Trademark Claims service に向けられており、公開された文書を読む限り、gTLD ではない「.jp」の Trademark Claims service に用いられる想定していないと思われる。このため、登録された情報を「.jp」の Trademark Claims service に用いることになれば、更に登録者から許諾を得る必要があることになるが、ICANN が用意した Trademark Clearinghouse の仕組みは、そのような許諾を得ることを想定しているように見えないということが二つ目の理由である。

- 一応、(ICANN に)確認してみるのはどうか。
- 確認する場合、もう一つの問題として、商標の正当性について gTLD なので世界中どこの国の商標でもよいということになるが、日本に限定している「.jp」と同じ基準でよいのかという点を検討する必要がある。
- 例えば、アメリカにしかない商標の権利者について、日本の「.jp」に対する優先権を与えてよいかという問題か。
- Trademark Claims service は、技術的制約として、登録文字列と申請ドメイン名の完全一致を要求している。既に主要な企業は「.jp」のドメイン名を取得しているので、完全一致という条件下で一体どこまでニーズがあるか。
- そうすると、敢えて(ICANN)に確認する必要はないか。
- 新 gTLD だからこそ価値のある制度であると思う。
- ただ、日本の商標に関して JPRS が、Trademark Claims service を開始するつもりがあるかという点は個人的に聞いてみてもよいかも知れない。
- URS については興味があるので、継続協議にしてもらいたい。

3. 個人情報保護法の観点からのゾーンファイルアクセスの是非について

(1) ゾーンファイルアクセスと個人情報保護法の関係について

上沼氏より資料5に基づき、ゾーンファイルアクセスと個人情報保護法の関係について説明がなされた上、①規約等で得られたゾーンファイルの提供についての登録者からの同意は、真意からの同意といえるか、②規約への同意者は、個人情報の主体と同一か、という論点が提示され、同意が有効になされる限り、ゾーンファイルの提供そのものが個人情報保護法に抵触するものではないとの見解が述べられた。

(2) 質疑応答等

(1)の上沼氏の説明を踏まえ、以下のとおり質疑応答等がなされた。

- 登録者が同意済みの現行の規約においてはゾーンファイルの提供に関する記載がないが、他方で規約が改訂された際には遡及して改訂内容が適用される旨の記載があるところ、当初の同意をもって個人情報保護法上、ゾーンファイルの提供についての真意に基づく同意として取扱ってよいのか。
- 少なくとも規約が改訂されたことについての登録者の認識が必要であると思われ、ゾーンファイルの提供について規約が変更された旨の通知がなされる必要がある。
- 通知がなされたからといって、異論なければ同意とみなすというのはどうか。
- 規約には既にWhoisについての記載があるので、ドメイン名がWhoisにより容易に個人情報と照合可能な点に鑑みれば、ドメイン名自体が個人情報とも解されるが、Whoisにより第三者提供を行うこと自体には、登録者の同意があると解されたため、ドメイン名を提供するにすぎないゾーンファイルの提供についても、登録者の同意があると考えてよいのではないか。
- 法律上問題がないことを前提とすると、次に、ゾーンファイルの提供の適否が問題となる。
- ゾーンファイルを提供すると、名簿屋が出現して名簿を購入した者から、名簿に記載された個人に対し、勧誘等の電話がなされ、JPRSが苦情を受けるなどの事態が懸念される。他方、大企業は、自己の社名を含んだドメイン名が登録されていないかという点を常に監視し続けたいというニーズを有している。現状では、当該企業に代わってドメイン名をサーチする業者が存在し、gTLDについては既にそのような業者のサービスが機能しているようであり、「.jp」についても同様のサービスを行いたいというニーズがあるようである。ゾーンファイルを提供すると、JPRSは、「痛みを伴う」ことになるが、当該提供によって得られる社会的利益と比較して甘受すべきと考えるか否かが問題となる。
- オプトアウトという手法を用いてはどうか。
- オプトアウトではゾーンファイルの提供を求める者のニーズを満たすことができない。また、ゾーンファイル自体は、完全なリストでなければいけないので、本質的にオプトアウトの制度を取り込めないことになるため、個人情報保護法上の問題をクリアできないのではないか。
- 既にWhoisによる提供について同意があるドメイン名を、リストにしたら提供できないというのが、個人情報法保護法の帰結だろうか。

- いざれにせよ専門家の間でも解釈が分かれる問題のようである。個人情報保護法に抵触するおそれがあるということは、ゾーンファイルの提供を拒む理由にはなるかもしれない。
- ゾーンファイルの開示の利害得失については、いざれがよいかは判然としない。
- ゾーンファイルを開示する際に使用目的を確認するとか、違反した場合に何らかの措置をとるといった方法も考えられる。
- 業者が使用目的を遵守する保証がない。
- 利害得失に入る前に、個人情報保護法の問題をクリアできない可能性があり、少なくとも法的に一義的に明らかな結論が出る問題ではないことは間違いない。
- ゾーンファイルを入手したいというニーズは、ドメイン名のサーチをしたいという点に帰着するので、そうであれば、JPRS が対価の支払を受けて当該サービスを提供するという方法があるのでないか。この方法であれば、ゾーンファイルを悪用されるおそれがない。
- 先ほども議論に出たが、ドメイン名のサーチをしたいというニーズは、自己の社名を含んだドメイン名が登録されていないかという点を常に監視し続けたいという大企業のニーズに由来している。JPRS が、完全一致を要求しない Trademark Claims service を自ら行うことによって、新規のドメイン名の登録申請がなされた際に、申請がなされたドメイン名に類似した商標権の文字列が登録されている場合には、当該申請がなされた旨が登録者に通知されることになるので、上記ニーズは一定程度満足されることになるのではないか。
- その点につき、JPRS の意向を確認する必要がある。

4. 確認しておくべき事項について

■ 仲裁センターに対して

⇒林氏

- 確認事項①：JP-DRP 手続規則の改訂案(資料 1)について確認してもらい、事務局や先生方から当該改訂の要否について見解聴取。
- 確認事項②：ファイルサイズの上限やフォーマット形式の指定の要否について見解聴取。

■ WIPO に対して

⇒丸山氏

- 確認事項：電子署名の運用状況について。

■ JPRS に対して

⇒丸山氏

- 確認事項：完全一致を要求しない Trademark Claims service を導入するつもりはあるか。

5. 第 3 回会合以降の日程調整

前回会合における調整のとおり、次回の日程は、以下のとおりである。

第 3 回：9 月 22 日(木)10:00～12:00 (JPNIC 会議室)

6. その他

以上をもって、議事は終了した。

11:40、委員長の早川氏により閉会された。

以上